

宇和島市教育委員会会議録

令和2年10月定例会

令和2年10月23日開催

宇和島市教育委員会

宇和島市教育委員会 令和2年10月定例会 会議録

1. 開会日時 令和2年10月23日(金)16時10分～

2. 場 所 宇和島市役所本庁 701 会議室

3. 出席者 教育長 金瀬 聡 委 員 高山 俊治 委 員 木下 充卓
委 員 弓削 由美子 委 員 浅井 敬司 委 員 田村 裕子

4. 欠席者 なし

5. 会議に出席した公務員の職氏名

教育部長	片山 治彦	教育総務課長	西川 啓之
学校教育課課長補佐	中山 総大	生涯学習課長	富田 満久
中央図書館長	河野 達弘	文化・スポーツ課長	森田 浩二
伊達博物館長	土居 道德	人権啓発課長	山本 利彦
学校給食センター所長 (事務局)	児玉 雅人		
教育総務課課長補佐	土居 弘	教育総務課総務係長	山口 真史

6. 付議事件

報告第37号 専決処分した事件の承認について
(宇和島市教育委員会後援等名義の使用及び宇和島市教育委員会教育長賞の交付の承認に関する事務取扱要綱の一部を改正する訓令)

議案第22号 宇和島市指定文化財の指定について

議案第23号 職員の懲戒等処分について

7. 会議概要

(1)開会宣言・教育長報告(午後4時10分)

◎教育長

それでは只今から10月定例の教育委員会会議を開催致します。

早速、教育長報告に入りたいと思います。資料の1ページ、2ページをご覧ください。これは9月の動きですけれども、9月定例議会もありましたので、そういった日程が多く入ってきております。

ここではですね、3点ほど申し上げたいと思います。1つは、9月20日、地域教育実践南予ブロック交流集会が、三崎総合支所でありました。これ地域教育実践ネットワークえひめさんが主催をしてまして、南予管内市町等教育委員会連合会が、後援しているものです。これの話が1点と、それから、9月26日に、宇和島市立中央公民館、ホリバタ事業スペースでえひめ水産イノベーション

ヨンスキル修得講座というのがありました。これは今後の水産イノベーションを起こせる人材を育成するという会ですけれども、ここに高校生も、ワークショップに参加するという催しがありましたので、そこに参加してきたということです。そして、最後9月30日、愛媛県社会教育主事等研修会、これが松山であって、そこに参加してきました。この3つに共通することがありまして、それがどういうものかと言いますと、いろんなジャンル、いろんな世代の人がいますが、高校生と地域の大人が対話をする催し物だという共通点があります。

まず9月20日の、地域教育実践南予ブロック交流集会ですけれども、三崎高校の「せんたん部」という活動グループがあります。地域おこし活動「三崎おこし」に取り組んでいる三崎の高校生です。こういう高校生と、地域のいろんなジャンルの人たちがワールドカフェを行う、そういうイベントでした。1つのテーブルに5、6人の大人に対して高校生が1人入って、そして高校生が話すイメージあったり、悩みであったりとかを聞いてアドバイスっていうような催しだったんですけども、高校生が1人、大人の中にまじって非常に新鮮な疑問だったり、意見を言う、それに対して大人が返すということで、大人の側の方も非常に真剣に考えて対応してましたし、その場ですね、一挙にその高校生たちと地域の大人の人たちの距離が詰まって、今度こんなことをやってみたいねという話が出てたと、そういう状況がありました。これ非常に面白いなというふうに感じました。

そして9月26日のえひめ水産イノベーションスキル修得講座、これは基本的には水産イノベーションを起こせるような人材の育成ということで大人の人たちが講座を聞いたり、ワークショップしたりするところで、そこに高校生まちづくり課の高校生が何人か入ってディスカッションしたところ、そういう状況を見させてもらいましたということです。ここでも、三崎高校と同じように真剣に対話がなされていました。そして、大人の方も終盤感想述べるシーンがあったのですが、高校生たちに対して非常に期待するといった意見をおっしゃる人が多かったと、そういうところが印象的でした。

そして、9月30日、社会教育主事等研修会、これが松山でありましたということですけれども、ここには講師として、島根県の益田市教育委員会、ひとづくり推進監という方が来てらして、講演とワークショップをしてくれたんですけれども、講演の方は、持続可能な地域づくりのための人づくり、副題としては、ライフキャリア教育で未来の担い手を育てようと、こういう講演でした。これに関して言うと、ホリバタでも同じような取り組みが始まっているんですけれども、重なるところがあって、いいなと感じました。それからワークショップの方のテーマは、対話を作る人の繋がり与人づくりということで、益田市はですね、カタリバという手法を、市を挙げて取り組んでいるところです。実際に地域の大人が、高校生たちと関わって対話を深めるというメニューや活発に行われてるシーンも紹介してくれてました。そして、大人と対話をして触発された高校生たちが、自分たちもやってみたいということで、今度は高校生と中学生が関わって対話をするという場を、高校生が作る。そして、そういうことを受けた中学生が今度は私達もやりたいと言って、小学生との間でやるというような、そういう地域に対する思いを、世代を超えて共有し合っていくような、そのことによって、愛郷心であったり、地域に対する地育心であったりを育

んでいくっていう、そういう取り組みですけれども、非常に意義深いなという感想を持ちましたし、そういった取り組みが宇和島でもできるようになるといいなと感じました。

以上、9月中に参加した3つの催し物について、いずれもが高校生と地域の大人が、関わって対応する中で、大きな意欲を引き出すという催しでしたので、紹介をさせていただいて、報告に変えさせていただきたいと思います。

ここまでで何かご意見、ご質問等ありませんか。

ー委員からは特に意見なしー

(2) 付議事件

◎教育長

それでは次に議事に入ります。

本日の議案ですけれども、議案の第23号については、職員の懲戒案件でありますことから、会議の最後に非公開で審議したいと思います。賛同いただける方は挙手をお願いいたします。

◎全委員

ー 挙手 ー

◎教育長

挙手全員ですので、議案第23号は、会議の最後に非公開で審議します。

それでは先に公開議案を審議して参ります。

報告第37号について、事務局、説明をお願いいたします。

○教育総務課長

3ページをご覧ください。報告第37号、専決処分した事件の承認についてでございます。4ページをご覧ください。10月1日に専決第37号といたしまして、宇和島市教育委員会後援等名義の使用及び宇和島市教育委員会教育長賞の交付の承認に関する事務取扱要綱の一部を改正する訓令を専決いたしましたので、その旨ご報告するものです。

新旧対照表の方がよくわかるかと思っておりますので、8ページの方をご覧ください。8ページの左側が古い要綱でございます。右側が新しい要綱、(4)のところですが、感染症予防その他のということで、新型コロナウイルス対応ということで、市長部局の方がこのような形で改めるといふことになりましたので、教育委員会としても同様に、こちらの文言に改めるものでございます。

なお、参考といたしまして、12ページをご覧ください。従来、後援申請に関しましては、定められた様式で行って参りましたが、今後はこのチェックリストに基づき、すべてOKであれば許可を出すという方向で、必ず添付していただくような形にしております。それで、関係各課におかれましては、このチェックリストに関しまして、後援等行う場合は必ずつけていただくよう、ご理解いただきたい、団体の方にもご周知いただきたいと考えております。

説明としては以上です。よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

◎教育長

ただいまの説明について、質問、ご意見等ございませんか。

◎全委員

－ 特に質問、意見等なし。－

◎教育長

特にないようですので採決に移りたいと思います。報告どおり承認することに賛成いただける方は挙手をお願いいたします。

◎全委員

－ 挙手 －

◎教育長

ありがとうございました。挙手全員ですので、本件は報告どおり承認といたします。

次に、議案の第 22 号について事務局から説明をお願いします。

◎文化・スポーツ課長

議案第 22 号でございます。宇和島市指定文化財の指定について、宇和島市文化財保護条例第 3 条の規定に基づき、宇和島市妙典寺前に所蔵する『紙本日像筆曼茶羅本尊』について、宇和島市指定文化財に指定する、10 月 23 日提出でございます。

提案理由は、所有者より宇和島市に、指定有形文化財への指定申請のあった『紙本日像筆曼茶羅本尊』について審議を行った結果、宇和島市文化財保護審議会の答申に基づき、その価値を認め、宇和島市指定文化財の有形文化財として指定しようとするものであります。

参考資料として、次の 14 ページを見てください。1 の物件からご説明いたしますと、有形文化財のうちに入ります。無形文化財、記念物、民俗文化財等々ございますが、有形文化財に当てはまります。先ほど名前を言ったように、『紙本』、紙に書いてあるということだそうですが、日像さんという人が書いた日像筆の曼茶羅本尊ということでございます。所在地は妙典寺前乙 506 番地、妙典寺がお持ちだということで申請がございましたので、文化財保護審議会によって審議した結果、文化財として価値のあるものだということの答申をいただきましたので、ご審議いただいたらと思います。

理由といたしましては、希少価値があるものということですが、鎌倉時代後期に活躍した日蓮宗の僧侶の日像という方の本物の筆でありまして、そのあり方が、当時の社会情勢の範囲として考えられるという価値、妙典寺への伝来のあり方、どういった形でここへ来たのかということも含めて、非常に歴史的価値のあるものだということを立正大学名誉教授の中尾教授が、ご提案いただきまして調べていただきました。それを基に、文化財保護審議会の方で確認をして、学芸員の方々もそれを確認したということで今回の指定に至ったものです。

最後に、15 ページを開いてください。特徴といたしましては、この弓なりという跳ねたような長いこの文字がですね、非常に特徴的であるということから、その日像さんという方の本物の書であるということで、日蓮宗では、絵ではなくてこの字で曼茶羅を書くそうなので、そういったことも非常にわかりやすく書かれているということで、その日蓮宗の権威であります中尾教授からのご提案を含めまして、市文化財として指定をしたいという提案でございます。

ご審議ください。よろしくお願いいたします。

◎教育長

事務局からの説明がありました。ご質問等あれば、お伺いしたいと思います。

◎木下委員

指定された場合の保存方法とかいうのはどうなるのですか。やはり特別な保存方法になるのですか。

○文化・スポーツ課長

基本的に市の文化財指定でございますので、持ち主の方が、文化財として、自覚を持って保存いただく、お寺ですので、これまで通りしていただいたらいいということなんですけども、修理とか、そういったことがある場合は、ある程度上限決まっておりますが、市の指定の文化財の保存ということで、補助金が出せるということにはなりますが、基本的に所有も変わりませんし、保存自体も、これまでどおりお寺の方で保存していただいていたら問題はないとえますので、特別変わったことをするわけではないと思っております。

◎木下委員

1336年、本当に古いものが、とてもいい状態で保存されており、これからもいい状態で保存され続けると思いますが、また市の方で何かできることがあれば協力していただければと思います。

○文化・スポーツ課長

なかなかお寺のものだとか、こういったものは表に出にくいこともございまして、いいものがあるんですけども、世の中の人に目にさらさない、さらしにくいのも含めて、そういうものがあると思います。日蓮宗の中では、昭和21年に、その宗宝として日蓮宗独自で位置付けている、いわゆる日蓮宗の文化財とはしておるんですけども、市民の宝、県民の宝、国民の宝、いわゆる国指定、県指定の方には、なかなかこれまでならなかったもので、こうした形のきっちり歴史的に入っているのがわかるものが出てきますと、市にとどまらず、それぞれ県、国指定へ上がることもあろうかと思いますが、なかなかその件数、希少性という意味では、まだまだ全国にはいろいろあるので、そこまではいかないと思いますが、市としては、非常に貴重なものだというふうには感じておりますのできっちり保存、継承していきたいと思っております。

◎教育長

他ございませんでしょうか。

◎全委員

－ 特に質問、意見等なし。－

◎教育長

特にございませんようですので、採決を移りたいと思います。議案第22号について原案どおり可決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

◎全委員

－ 挙手 －

◎教育長

ありがとうございました。挙手全員で原案どおり可決いたしました。

以上で、公開対象の議事は終了いたしました。他にご意見等ございますか。

◎全委員

－特に質問、意見等なし－

◎教育長

それではここからは非公開案件の審議を行います。関係者以外の皆様には退席をお願いいたします。出席するのは教育長、教育委員、教育部長、教育総務課長、事務局になります。その他の方は退席をお願いいたします。

それではここからは非公開議案を審議します。

◎教育長

議案第 23 号を上程する。

議案第 23 号

職員の懲戒等処分について

◎教育長

説明を求める。

○教育総務課長

職員の懲戒等処分に関する原案を説明する。

◎木下委員

懲戒等処分にあたる行為がいつあったのか問う。

○教育総務課長

行為があった時期について回答する。

○教育部長

宇和島市教育委員会に所属する職員の懲戒処分は、市長部局に設置されている懲戒に関する委員会からの答申を受けて、教育委員会に諮り、教育委員会が最終的に決定することを説明する。

◎高山委員

会計年度任用職員を戒告をした際、当該職員の給与が減給になるか問う。

○教育総務課長

今回の事案では減給にならない旨回答する。

○教育部長

懲戒等処分にあたる行為が積み重なれば、より重い金銭的な処分になる可能性もある旨説明する。

◎教育長

報告事件について諮る。

◎全委員

報告どおり承認の賛成に挙手する。

◎教育長

報告どおり承認する旨宣する。

◎教育長

それでは、非公開案件の審議が終了しましたので、会議を公開いたします。

以上で、本日の公開案件と非公開案件を全て終了致しました。

(3)その他

◎教育長

なお最後になりましたけれども、高山委員におかれましては、長年の教育行政への貢献を求められまして、10月23日付で文部科学大臣より、地方公共地方教育行政功労者として表彰をされておりますので、お知らせいたします。

他、特にありますか。

◎全委員

－特に質問、意見等なし－

◎教育長

それでは次回の日程について。

－ 協議のうえ、11月定例教育委員会会議を11月26日に開催することを決定する。－

(4)閉会宣言（午後4時44分）

◎教育長

それでは以上をもちまして、10月定例教育委員会会議を閉会します。